警視庁職員の公務災害に伴う見舞金の支給に関する規程

平成 21 年 9 月 1 日 訓令甲第 21 号

[沿革] 令和 5年 3月 訓令甲第17号(い)改正

警視庁職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程(昭和 46 年 11 月 10 日訓令甲第 27 号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規程は、職員及び職員の遺族に支給する公務上の災害(以下「公 務災害」という。)に伴う見舞金(以下「見舞金」という。)に関して必 要な事項を定めることを目的とする。(い)

(職員)

- 第2条 この規程で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。(い)
 - (1) 警視総監が任命する、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第2条第1項第1号の規定に該当する職員
 - (2) 警察法 (昭和 29 年法律第 162 号) 第 56 条第 1 項に定める地方警務官 のうち警視庁に勤務する者
 - (3) 警視総監が委嘱し、又は採用する職員で、東京都非常勤職員の公務災 害補償等に関する条例(昭和42年東京都条例第114号)第2条の規定 に該当する職員
 - (4) 警視総監が委嘱し、又は採用する者のうち、前号に掲げるもの以外の 非常勤の職員

(見舞金の種類)

- 第3条 見舞金の種類は、次に掲げるものとする。(い)
 - (1) 休業見舞金
 - (2) 障害見舞金

(3) 死亡見舞金

(休業見舞金)

- 第4条 休業見舞金は、職員が同一の公務上の負傷又は疾病(以下「同一傷病」という。)により当該同一傷病の発生の日から5年間に、東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例(昭和42年東京都条例第115号)第4条の規定による休業補償付加給付(以下「付加給付」という。)を31日(所定勤務時間の一部について勤務することができない日を除く。)以上受けることとなった場合に、当該職員に支給する。(い)
- 2 休業見舞金の額は、別表第1に定める付加給付日数の各区分に応じた額 とする。

(障害見舞金)

- 第5条 障害見舞金は、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省第27号。以下「省令」という。)別表第3に定める程度の障害が存するときに、当該職員に支給する。(い)
- 2 障害見舞金の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定 める別表の各障害等級に応じた額とする。
 - (1) 第2条第1号及び第2号に定める職員(以下「常勤職員」という。) 別表第2(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠 法」という。)が適用される事案に係る職員については、別表第3)
 - (2) 第2条第3号及び第4号に定める職員(以下「非常勤職員」という。) 別表第4(自賠法が適用される事案に係る職員については、別表第5)

(死亡見舞金)

- 第6条 死亡見舞金は、職員が公務上死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。(い)
- 2 死亡見舞金の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定 める額とする。
 - (1) 常勤職員 3,000 万円(自賠法が適用される事案に係る職員については、2,250 万円)

- (2) 非常勤職員 2,160万円(自賠法が適用される事案に係る職員については、1,620万円)
- 3 死亡見舞金を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、当該遺族 の一人が受ける死亡見舞金の額は、前項に規定する額をその人数で除して 得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

- 第7条 死亡見舞金を受けることができる遺族は、次に掲げる者であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。 (い)
 - (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子
 - (3) 父母
 - (4) 孫
 - (5) 祖父母
 - (6) 兄弟姉妹
- 2 死亡見舞金を受けるべき遺族の順位は、前項に掲げる者の順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の額の調整)

- 第8条 休業見舞金の支給を受けていた職員が、同一傷病により法第29条に 規定する障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなった場合にお いて、その後も休業見舞金が支給されたときは、その支給された休業見舞 金は、障害見舞金の内払いとみなす。(い)
- 2 障害見舞金の支給を受けた職員の障害の程度に変更が生じたため、新たに省令別表第3中の他の障害等級に該当するに至った場合、又は障害見舞金を受けた職員が同一傷病により死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から程度変更前又は死亡前の障害等級に応ずる障害見舞金の額を差し引いた額を支給するものとする。
- 3 障害のある職員が、公務上の負傷又は疾病により同一部位について障害 の程度を加重した場合は、加重後の障害等級に応ずる障害見舞金の額から 加重前の障害等級に応ずる障害見舞金の額を差し引いた額を支給するもの とする。

(申請手続)

- 第9条 見舞金の支給を受けようとする者は、所属長を経由して警視総監に申 請するものとする。(い)
- 2 休業見舞金については別表第1の付加給付日数の各区分の最初の日に該 当する日ごとに申請するものとする。
- 3 第1項の場合において、障害見舞金を受けようとする職員が申請前に死亡した場合は、当該職員の遺族が申請することができる。

(見舞金の支給決定等)

- 第10条 警視総監は、第4条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、支給に関する決定を行い、その結果を速やかに当該申請に係る職員 又は遺族に通知するものとする。(い)
- 2 前項の通知を受けた者から見舞金の請求を受けたときは、当該見舞金を 支給するものとする。

(記録簿)

第 11 条 給与課長は、見舞金の支給に関する記録簿を備え付け、見舞金の実施に関し必要な事項を記録するものとする。 (い)

(事務処理)

第12条 この規程を実施するため必要な事項は、警務部長が定めるものとする。(い)

附則

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(令和5年3月訓令甲第17号)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警視庁の公務災害に伴う見舞金の支給に関する規程の規定は、施行日以後に公務上負傷し若しくは疾病にかかった職員又は職

員の遺族に支給する見舞金について適用し、施行日前に公務上負傷し若しくは疾病にかかり若しくは通勤により負傷し若しくは疾病にかかった職員又は職員の遺族に支給する見舞金については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

区分	付加給付日数	支給金額
1	31 日以上 92 日未満	1万円
2	92 日以上 183 日未満	2 万円
3	183 日以上 365 日未満	3 万円
4	365 日以上 547 日未満	6万円
5	547 日以上 729 日未満	6万円
6	729 日以上 911 日未満	6万円
7	911 日以上 1093 日未満	6万円
8	1093 日以上 1275 日未満	6万円
9	1275 日以上 1457 日未満	6万円
10	1457 日以上 1639 日未満	6万円
11	1639 日以上 1821 日未満	6万円
12	1821 日以上	6万円

別表第2(第5条関係)

障害等級	支給金額
第1級	3,000 万円
第2級	2,590 万円
第3級	2,220 万円
第4級	1,890 万円
第5級	1,570 万円
第6級	1,300 万円
第7級	1,050 万円
第8級	820 万円
第9級	620 万円

第 10 級	460 万円
第 11 級	330 万円
第 12 級	220 万円
第 13 級	140 万円
第 14 級	80 万円

別表第3(第5条関係)

障害等級	支給金額
第1級	2,250 万円
第2級	1,940 万円
第3級	1,660 万円
第4級	1,410 万円
第5級	1,170 万円
第6級	970 万円
第7級	780 万円
第8級	610 万円
第9級	460 万円
第 10 級	340 万円
第11級	250 万円
第 12 級	170 万円
第 13 級	110 万円
第 14 級	60 万円

別表第4(第5条関係)

障害等級	支給金額
第1級	2,160 万円
第2級	1,900 万円
第3級	1,660 万円
第4級	1,430 万円
第5級	1,210 万円

第6級	1,010 万円
第7級	820 万円
第8級	660 万円
第9級	510 万円
第 10 級	380 万円
第 11 級	270 万円
第 12 級	190 万円
第 13 級	120 万円
第 14 級	70 万円

別表第5(第5条関係)

障害等級	支給金額
第1級	1,620 万円
第2級	1,420 万円
第3級	1,240 万円
第4級	1,070 万円
第5級	900 万円
第6級	750 万円
第7級	610 万円
第8級	490 万円
第9級	380 万円
第 10 級	280 万円
第 11 級	210 万円
第 12 級	140 万円
第 13 級	90 万円
第 14 級	54 万円